

○ふじみ衛生組合一般職の職員の特殊
勤務手当支給条例施行規則

(平成3年3月30日)
(規則第2号)

改正 平成4年9月16日 規則第5号
平成13年3月30日 規則第1号
平成18年2月24日 規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、ふじみ衛生組合一般職の職員の特殊勤務手当支給条例（平成元年5月ふじみ衛生組合条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給方法)

第2条 特殊勤務手当は、毎月1日から末日までの分を翌月の給料の支給日に支給する。

(委任)

第3条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に、この規則に該当する事項について既にとられた措置は、この規則に基づいてとられたものとみなす。

附 則（平成4年9月16日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、平成4年9月1日から適用する。

附 則（平成13年3月30日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月24日規則第1号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。